

入間市手数料条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	金額	事務の種類	金額
1の項～18の項 略		1の項～18の項 略	
19 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍 証明書の交付	1通につき450円	19 戸籍の謄本又は____抄本の交付	1通につき450円
20の項 略		20の項 略	
21 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する法律(平成14年法律第151号)第 7条第1項の規定により同法第6条第1 項に規定する電子情報処理組織を使用す る方法(総務省令で定めるものに限る。 以下同じ。)により戸籍電子証明書提供 用識別符号の発行を行う場合(当該発行 に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規 定により同項に規定する電子情報処理組 織を使用する方法により行われた場合に 限る。)における当該発行及び戸籍電子 証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍 電子証明書の請求を行う者が同時に当該 戸籍電子証明書が証明する事項と同一の 事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本	400円	21 磁気ディスクをもって調製された戸籍に 記録されている事項の全部又は一部を証 明した書面の交付	1通につき450円

	又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
22	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1通につき750円
23の項 略		
24	除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	700円
25	戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明又は電子化された届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき350円(法務省令で定める様式による上質紙を使用する場合は、1通につき1,400円)
26の項 略		

22	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき750円
23の項 略		
24	磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1通につき750円
25	戸籍に関する届出又は申請の受理の証明	1通につき350円(法務省令で定める様式による上質紙を使用する場合は、1通につき1,400円)
26の項 略		

27	戸籍に関する届書その他市長の受理した書類の閲覧又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧	350円
28の項～76の項 略		
備考 略		

27	戸籍に関する届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類1件につき350円
28の項～76の項 略		
備考 略		